

鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和4年12月23日（金曜日）		
開 会	午後1時28分	閉 会	午後3時00分
場 所	市役所本庁舎7階 全員協議会室		
出席委員 (8名)	委員長 砂田 典男 副委員長 長坂 則翁 委員 柳 大地、岡田 実、西尾 彰仁、平野真理子、 伊藤 幾子、上杉 栄一		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	局長 補佐 毛利 元 議事係長 中川 真理		
出席説明員	<p>【総務部】</p> <p>総務部長 乾 秀樹 次長兼総務課長 一村 泰志 総務課公文書管理室長 有元 薫治 総務課課長補佐 蔵増 彩 次長兼行財政改革課長 河口 正博 行財政改革課参事 米田亜希子 行財政改革課課長補佐 宮崎 学 次長兼職員課長 塩谷 範夫 職員課課長補佐 入江 卓司 検査契約課長 河上 昌輝 検査契約課課長補佐 霜村 俊二 財産経営課長 濱岡 直樹 財産経営課課長補佐 中村 和範 資産活用推進課長 福井 一朗 資産活用推進課課長補佐 有田 博</p> <p>【総務部 税務・債権管理局】</p> <p>税務・債権管理局長兼市民税課長 吉田 彰克 固定資産税課長 中島 辰哉 収納推進課長 池原 章博 市民税課課長補佐 谷本 泰志</p> <p>【総務部 人権政策局】</p> <p>人権政策局長兼人権推進課長 谷口 恭子 次長兼中央人権福祉センター所長 川口 寿弘 人権推進課課長補佐 太田奈津美 男女共同参画課長 池上 朱美 男女共同参画課課長補佐 蜂谷 知哉 男女共同参画センター所長 安本 哲哉</p> <p>【危機管理部】</p> <p>危機管理部長 森山 武 危機管理課長 植田 孝二 危機管理課課長補佐 太田 瑞穂</p>		
傍聴者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午後1時28分 開会

【総務部・危機管理部】

◆砂田典男委員長 少し時間は早いですけど、皆さんお集まりですから、ただいまから総務企画委員会を開会いたします。本日の日程ですが、総務部・危機管理部の議案審査、請願審査を行います。企画推進部、市民生活部、各種委員会については、26日の議案審査としておりますので、よろしく願いいたします。

確認のため、注意点を申し上げます。発言の許可についてであります。発言を行う際には、委員長の許可を得る必要があります。委員、執行部の皆様ともに発言される方は、挙手の上、委員長が指名した後に発言をされるよう、お願いいたします。また、必ずお手元のスイッチのマイクを入れ、マイクを使って御発言ください。

次に、発言についてであります。鳥取市議会会議規則第116条に、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、また、その範囲を超えてはならないとあります。円滑な委員会運営のため、議題に関し、要点を絞った簡潔明瞭な発言に御協力をお願いいたします。

それでは、総務部・危機管理部に入ります。まず初めに、乾部長に御挨拶をいただきたいと思っております。乾部長。

○乾 秀樹総務部長 総務部長、乾でございます。まず、新型コロナウイルス感染症への本市の態勢について、一言触れさせていただきたいと思っております。一昨日の感染者数が653件と、過去最大の感染者を数え、昨日は501名、本日の発表は463となる、現在見通してございます。この3日間の平均を取っても、530人を超える状況になっております。本市の保健所、115名の職員でございますが、これに加えて、20名の本庁からの応援を組んで、現在、全力で感染症への対応を行っております。また、年末年始を控えておまして、この年末年始休暇中、41名の本庁からの応援態勢を既に構築をして、切れ目のない態勢を構築しているところでございます。引き続き、万全を期したいと考えております。

さて、本日、総務部・危機管理部の議案審査をいただくわけでございますけれども、一般会計補正予算をはじめ、条例関係の議案が6本ございます。御審議のほど、お願いを申し上げて、御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議案第141号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 それでは、議案審査に入ります。議案第141号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑ございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 事業別概要書17ページの上段なんですけれども、財産管理事務費で、高濃度のPCBの処分についてなんですけれども、高濃度のPCB処理期限が過ぎての発見ということで、今回こういう対応になったというものなんですけど、もう期限が切れてるので、今回みたいに発見された場合は、手順として、まず、どういった流れになるのか教えていただけますか。

◆砂田典男委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 財産経営課、濱岡です。調査は万全を期してはいますが、もしかしたらあるかもしれないということがございます。国の指示を仰ぐことになるんですけども、その申請なりを、届出をさせていただいた上で、本市の中で安全に管理していくということで、こういった部分、下水道の中で、下水の調査の中で管理をしておりました。また同様のことだと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 連絡を入れるのは、環境省に入れるということですか。

◆砂田典男委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 はい、そうです。廃棄物対策課とも協議をしていきます。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 分かりました。この予算は必要な予算だと思うんですけども、今回というか、期限が切れるということで、何か一斉に点検があったような気がしないでもないんですね。今回のように、こうやって期限が切れたけれども、見つかる可能性というのが、今後絶対にはないとは言いきれないんじゃないかと思ってまして、実は、私、気になってる建物がありまして、ごみの焼却場、あそこに使われてるかどうかわかんないんですけど、ずーっとね、合併前の施設も残ったままだし、国府とか福部とかね、ありますよね。ああいうところに使われてないのであろうかと思ってるんですけど、そういったところも、一応、点検はされてるんでしょうか。

◆砂田典男委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 そうですね、全公共施設してるはずですが。ちょっと手元には資料はないんですけども、改めまして、このたび、こういったことがございましたので、注意喚起させていただきたいと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 ホームページ見てますと、本当に期限が切れたら処分できませんよっていうような広報がされてますので、なるべく見つからないほうがいいので、そのために、先ほど言われたように、ちょっと再度、掘り起こしといいますか、点検をかけていただけたらと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員で何かございますか。岡田委員。

◆岡田 実委員 失礼いたします。岡田実でございます。事業別概要書の21ページの上段でございます。総合防災対策事業費の中での被災者支援システムの更新業務ということで、61万6,000円の補正として上げられてるところなんですけど、これ、説明のときに、平成24年から、これ導入されて、以降、このたび、罹災証明書の統一であったりとか、大規模災害に備えるというふうな目的で、このたびシステム更新を行うということなんですけど、今後の、また、このたび更新を行った、その後の定期的な更新っていうものが発生するのかなのかっていうところと、併せて、こういった災害システム、こういった支援システムに対するランニングコストっていうものが、もしあるようでしたら、その辺りをお伺いしたいです。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 危機管理課、植田でございます。この、現在、鳥取市では、J-L I Sという団体ですね、J-L I Sは略称ですが、地方公共団体情報システム機構が無償提供しております、被災者支援システムを導入しとるところでございますが、実は、この被災者支援システムというものにつきましては、現在、内閣府が別のシステムなんです、クラウド型被災者支援システムの提供を、今年度から開始しております。この内閣府が提供する被災者支援システムや、また、民間事業者が開発しているような同種のシステムといった、この内容も見極めて、現在導入しているJ-L I Sのシステムの継続、または、この内閣府とかのシステムへの変更を検討しようとしていたところ、今年度、県と、県内市町村で組織する、鳥取県自治体ICT共同化推進協議会というところで、災害時に、県内市町村の相互応援や、共同調達によってコストダウンをすることを目的に、この協議会の中に、被災者支援システム検討部会というものを設置しまして、同じ県内市町村で、同じ被災者支援システムを導入・運用を目指して、県内市町村と、現在、被災者支援システムの調査研究を行っているところでございます。しかしながら、この検討部会の調査研究が、もうしばらく時間を要する見込みでありまして、まずは、この現在、鳥取市が利用しておりますJ-L I Sの被災者支援システムを継続的に更新しまして、迅速で効率的な被災者支援ができる、実施できるようにしたいと考えております。

経費につきましては、現在使用しております、このJ-L I Sのシステムにつきましては、システムの維持自体については、特に、一部サーバーの管理的な部分で、経費が若干必要ですが、そういった経費が、年度年度必要になってくるということになります。以上です。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 ありがとうございます。このシステムの維持管理費はなくて、サーバーっていうのは、よく、いろんなソフトであっても、サーバー部分だけは要る場面だと思いますので、よく分かりました。

もう一点、先ほど、質問の中で1つあったんですけども、次の更新時期っていうのは、じゃあ、これは、今のところは、特に決まってないところであって、その県内の市町村の中での検討によって、今後どういう動きになるかっていうところは、まだ分からないっていうふうな、そんな理解でよろしいでしょうか。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 危機管理課、植田でございます。おっしゃるとおり、この現在導入しているJ-L I Sのシステム自体の更新は、現在のところ、特に予定はございません。先ほど申しましたように、県内の共同調達をするか否かについては、今後の検討、先ほど言いました、組織内での検討、状況に応じて、取り組むか否かを、また判断していきたいと考えております。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。柳委員。

◆柳 大地委員 事業概要書の17ページのふるさと納税推進事業について、1点教えてください。非常に好調なようで、見込みが、もともと7億5,000万っていうので、前年比123%で、10月時点でも131%増っていうので、非常に好調なのは分かるんですが、今回要求額が、さらに1億2,000万ってことで、約150%増だと思うんですけど、何かここは比例しないのは、理由が

あるんですかね。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一郎資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。令和4年度当初予算要求時ですけれども、このときに要求させていただいた数字が4億5,000万ということで、前年の令和2年度の決算額を基に算出させていただいております。令和3年度は、新たに10月からの返礼品に加えまして、炊飯器がすごい好調でして、その分を加味しない予算で、令和4年度は要求させていただいたところでございます。実際、令和4年度、ふるさと納税、募集始まったところ、現時点で、炊飯器の募集がかなり多くありまして、もう既に1,258件、2億2,400万ということで、昨年の炊飯器の1億6,400万、こちらのほうを大きく超えるような数字で寄附額が伸びておりまして、その辺を加味しまして、今年度補正予算ということで、7億5,000万円を要求させていただいたものです。以上でございます。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 了解しました。すみません、ちょっと僕のあれが追いついてなくて、あれですけど、了解しました。

◆砂田典男委員長 よろしいでしょうか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 事業別概要63ページの債務負担なんですけれども、公文書等配送業務委託事業費です。これが、1,844万4,000円が限度額なんですけれども、令和2年～令和4年度のときと比べて、400万ぐらいが上がってるんですけど、大体物価高騰っていうのも察しはつくんですけども、この積算根拠、今のいろいろ物価高も反映されているのかどうかも含めて、積算根拠をお尋ねします。

◆砂田典男委員長 有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 公文書管理室の有元でございます。税抜きの数字で、説明させていただきますけれども、業者に聞いたところで説明させていただきますけど、人件費のほう、この中の735万円ほどでございます。それから、燃料費が437万円、それから、車両維持費として、大体169万円ですね。それから、車両、車両費ですね、車両費が240万円、あと、管理費が930万円ということで積算されてるということでございます。

増加分につきましては、やはり人件費とか、燃料費とか、そういったところの部分が、主に増加しているということ。あと、そうですね、車両維持費につきましても、タイヤ、オイル等の整備に係る経費でございますけれども、そういった部分についても増加してるということでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 今回の補正で、電気代・ガス代等々の増額補正がかなりあるんですけれども、電気代に関してなんですけれども、例えば、本庁舎等々の電気代、あるいは、駅南庁舎等々に電気代、この電力は、市民電力なのか、中電の電力なのか。それで、その辺りの、電気料金のその差が、どういう形になってるのか、その辺り、お伺いいたします。

◆砂田典男委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 財産経営課、濱岡です。本庁舎と駅南庁舎の電気につきましては、中

国電力との契約になっております。個別に契約をしております、ちょっとここ、すみません、資料ないんですけど、単価とか分からないんですけども、幾らということ契約してるんですけども、このたび増加の原因になりましたのは、一般家庭と同じなんですけど、燃料費調整額、こちらが上がっております、契約額としては変わってないんですけども、この原油価格等の影響が出るところが増えているということでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 参考までにの話なんだけど、鳥取市が、こうして市民電力の、たしか株主にもなってると思うんだけど、積極的に、この市民電力を使いましょうというような、そういったこともあったんだけど、今、この燃油高騰になって、あるいは、非常に、市民電力の分が厳しい状況、どこも全国的に、経営が大変厳しいような状況も聞いているんだけど、鳥取市の市民電力、仮に活用した場合に、利用した場合に、中国電力との、その電気料金との差っていうのが、あるものなのか、ないものなのか、その辺り、ちょっと教えてください。

◆砂田典男委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 財産経営課、濱岡です。実は、電気の契約の見直しを、実は検討をしていました。その中で、このたび、まだ行ってはないんですけども、これから再生可能エネルギーに切替えをしていきたいということを考えておまして、その時点で、入札をさせていただこうかなと考えておりますので、議員さんの質問に関しては、ちょっとどちらがどうかというのは、ちょっと入札をしてみないと分からないということによろしいでしょうか。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 分かりました。いずれにしても、こうした電気代、燃料費、大変高騰になるような状況であるならば、市も率先して、安い電力を、それこそ活用するという方向に持っていかなければというふうに思っていますので、その辺りはしっかり検討してやってください。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 事業別概要の19ページの上段、犯罪被害者支援の事業費なんですけども、これは、次の152号の中で議論すべきことなのかも分からないんですけども、37万3,000円が、このたび補正で上がっておるんですけども、この内訳っていうのは、どういった内訳になっているんですか。

◆砂田典男委員長 谷口局長。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 人権推進課、谷口でございます。まず、30万円が、扶助費といたしまして、この見舞金に充てる予算でございます。残りの7万3,000円が、啓発物品といたしまして、需用費で計上させていただいてるところです。以上でございます。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 それってね、152号の中での話になるのかも分からんけれども、その説明資料の2を見るとね、この県内で見舞金制度が導入された令和3年度を起点とし、令和3年度以降に行われた犯罪行為から適用するって、こういった表現になってますよね。っていうことは、令和3年、今言われた30万なり、7万3,000円ですか、令和3年度中の案件を、このたび

の補正で処理をしようという理解でいいんですか。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 委員長。

◆砂田典男委員長 谷口局長。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 はい。要綱を規定するに当たりまして、どこから、この要綱を適用させるかというところでございまして、令和3年度が、県内で導入された年のございましたので、ここから適用させていただくということで、要綱は制定しようとしております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 いや、ですから、この37万3,000円っていうのは、あくまで令和3年度中に起きた、何ていいますか、その犯罪行為があつて、見舞いをするという、3年度中に起きた内容のものだという理解でいいわけですよ。

◆砂田典男委員長 谷口局長。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 人権推進課、谷口でございます。適用日が令和3年4月1日からということをつくっております。実際、警察のほうに、そのような案件はあるのかというふうにお尋ねをしているところがございますが、実際は、該当はないというふうに向っているところがございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 これで質疑を終わります。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしといたします。

これより、議案第141号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第152号鳥取市犯罪被害者等支援条例の制定について（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 次に、議案第152号鳥取市犯罪被害者等支援条例の制定についての審査に入ります。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 資料で、条例の逐条解説をいただいているんですけども、この逐条解説っていうのは、どういった形で、市民とか、団体さんとか、そういうところに知らせていく考えなのか、まず教えていただけますか。

◆砂田典男委員長 谷口局長。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 人権推進課、谷口でございます。逐条解説につきましては、御採決いただいて、準備が整い次第、まずはホームページで掲示をしようと思っております。それから、この逐条解説、全て載せるかどうかは、まだ検討中でございますが、条

例を機に、この啓発を行っていく予定としております。啓発の、今、冊子も検討中でありまして、その辺りに、一緒につけるかどうかも考えていきたいと思っております。いずれにせよ、市民の皆様に必要な情報は、しっかりお伝えしていこうと考えておるところでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 分かりました。その条例の条文だけ見ても、なかなか酌み取れない部分があって、逐条解説を見ると、まあ、そうなのかなと。でも、それでも、まだ酌み取れない部分もあって、そういったところを、どう知らせていくかっていうと、研修だったり、啓発の何かパンフレットだったり、そういう、実際に、出前説明会みたいな、出前講習みたいな、そんなことにもなるのかなと思うんですが、やっぱり、こうなかなか、文字だとか、実際の説明でしていただかないと分からない部分って、たくさんあると思いましたので、この条文を見てね。だから、そこは本当に走りながら、いろいろと変えて、条文を変えるんじゃないかと、伝えるのを、市民に伝えていくのを変えていながら、やっていく必要があるのかなとは思いました。

◆砂田典男委員長 谷口局長。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 人権推進課、谷口でございます。逐条解説につきましては、議員の皆様からも、御意見等、解釈の疑義等、頂いておるところでございます。その都度、分かりやすい解説に直していきたいと考えております。ありがとうございます。

◆砂田典男委員長 そのほか。平野委員。

◆平野真理子委員 まず、制定についての説明書の1ページ目のところに、2番に、本市の犯罪被害者支援の取組についてというふうに書かれていまして、被害者が直面する日常生活の問題を、被害者同意の上で、市と警察が云々って書いてあって、被害者の負担を軽減しながら、着実に市の行政サービスにつなげますと、というふうに説明があって、逐条解説11ページのところで、ちょっとこのところ、細かいことですが、お伺いするんですが、その日常生活の支援の解説で、市は、国や県、警察等が行って、こう連携しながら、状況に応じて、福祉サービスで、括弧して、それぞれの書いてあって、を提供するとともにあるんですが、その次のところは、行政手続をワンストップとするというふうな取組になっているんですが、この、例えば、その被害者っていいですか、その支援してあげないといけないところ、例えば、その人を、このサービスのところにつなげてあげるっていうのは、何か、この、どこがするとか、そういったことが決まってるでしょうか。

◆砂田典男委員長 谷口局長。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 人権推進課、谷口でございます。鳥取県警との、まずの、受けての窓口は、人権推進課でさせていただこうと思っております。犯罪というのが、とても広うございまして、例えば、DV被害とかいうのであれば、ほかの窓口もございまして。それから、子供の虐待ですとか、そういったことも、専門の窓口があるかと思っております。既に動いている窓口については、そのままネットワークがつながっておりますので、そこで受けていきたいと思っております。この犯罪被害者というのが、主に傷害ですとか、暴力事件等で、身体的にも被害があった方の相談窓口がなかったということで、そういった、どこにもはまらない

ものにつきましては、人権推進課のほうで受けていきたいと考えております。以上でございます。

◆平野真理子委員 分かりました。ありがとうございます。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何か。長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 先ほども触れたんだけど、この、県内で見舞金制度が導入された令和3年度を起点として、令和3年度以降支払うっていう、そういう表現、適用しますっていうことになっとなんだけど、付議案を見るとね、7ページに、第7条で、第7条の2項に、見舞金の支給の対象となる者、見舞金の額、その他見舞金の支給に関し、必要な事項は、市長が別に定めるっていうことですよ。ですから、要綱になるものなのか、よく分かりませんが、遡って適用していただくのは、大いに結構なんだけど、きちっとそういったものが、何かに定められておるといふ要綱というのが、今回の資料、全くないですよ。それはどこ、どこに、遡って適用というものが、本当に、どこの書類の中に出てくるんですか。教えてください。

◆砂田典男委員長 谷口局長。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 見舞金につきましては、この条例の採決をいただいたことを踏まえまして、しっかり市長決裁で要綱を定めようとしているところでございます。まだ決定ではなかったもので、資料におつけしませんでしたけれども、この要綱の中で、適用日は令和3年度以降ということで、明確に規定をしているところでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 少なくとも、議会にね、説明するに当たって、じゃあ、遡って適用することになれば、その根拠となるものが出てこなきゃいけないじゃないですか。私はそう思うけど、局長に言わせると、取りあえず、条例制定してからという、条例制定してからっていうんじゃないに、もうはよ、この条例制定するに当たって、こういった表現が現実に出てくるんですよ。それって、正しい在り方ですか。どうですか。

◆砂田典男委員長 谷口局長。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 説明が足りなかったと反省しております。要綱案でもおつけをして、お示しするべきでございました。申し訳ありませんでした。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 もう一点ね、実は、昼休憩にちょっと確認しました。この資料2の3ページの一番下、支援・関係機関という欄ですよ。しょっぱなに、公益社団法人とっとり被害者性犯罪被害者支援センター、この団体って存在しますか。しますか、本当に。

◆砂田典男委員長 谷口局長。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 人権推進課、谷口でございます。申し訳ありません。場所が大変少なくございまして、とっとり被害者支援センターで、1回切れるのが正しいです。申し訳ありませんでした。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 確かにね、鳥取県性暴力被害者支援協議会ちゅうのは、あるそうですわ。私も昼に、とっとり被害者支援センターの事務局長に確認しましたから。私は、この資料見な

がら、とっとり被害者性犯罪被害者支援センターっていう団体はあるんですかって聞いたら、そんな団体ございませんって言って、はっきり言われたんですよ。ですから、やっぱり誰しも誤りはあるかも分らないですけど、資料ですから、やっぱり正式に、公益社団法人とっとり被害者支援センターというふうに修正をしておいてください。

◆砂田典男委員長 谷口局長。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 人権推進課、谷口でございます。正式名称を書き直したものを修正して、またお配りいたしたいと思います。申し訳ありませんでした。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 それで、もうこれで最後にしますけども、この最後の文章の司法書士会等という表現になってますよね。この等っていうのは、何か、ほかにも、こういった団体があるという理解をすればいいのか教えてください。

◆砂田典男委員長 谷口局長。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 人権推進課、谷口です。れんげ草という、被害者支援をいろいろ書いてある冊子がございます、そちらのほうから抜粋をして、それから、県警の被害者支援室に内容を確認していただきながら、書かせていただきました。ですので、補足ですとか、修正分も併せて、ほかにもどんな団体があるのか、きちんと抜き出してみたいと思います。以上でございます。

◆砂田典男委員長 そのほか何かございますか。以上で、質疑を終了いたします。
討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認めます。

これより、議案第152号鳥取市犯罪被害者等支援条例の制定についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に移る前に、以後の議案に関係のない部署の方は、退席をなさっても結構です。

議案第153号鳥取市情報公開条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 次に、議案第153号鳥取市情報公開条例の一部改正についての質疑を始めます。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 なしでいいですか。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第153号鳥取市情報公開条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案 154 号鳥取市個人情報保護条例の全部改正について（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 次に、議案 154 号鳥取市個人情報保護条例の全部改正について、本案について、委員の皆様から質疑はございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 今回の条例改正っていうのは、全部改正ということで、今ある鳥取市個人情報の保護に、個人情報保護条例を、全て次のように改正するというので、個人情報の保護に関する法律施行条例というふうになるということなんですけれども、委員会の資料で頂いております、施行条例で決める部分、決める部分っていうのは、基本、国のほうから、そういうところしか、地方自治体は決められませんよというか、そういうものなんですよね。そこを確認させていただきます。

◆砂田典男委員長 有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 公文書管理室、有元でございます。今回のこの個人情報の保護に関する法律施行条例というのは、改正になりました、個人情報の保護に関する法律のほうで、この分は条例で定めれますっていうような部分について、中心に定めさせていただいております。あと、追加して、その内部管理規程とか、そういったものについても、条例には載せられるというようなことになっております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 今回提案されてる改正の中身が、条例で設けれますよと、条例で設けていいですよっていうことですか。

◆砂田典男委員長 有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 そうですね、特に規定のない、その法律のほうに規定のない条文もありまして、例えば、適用範囲でありますとか、個人情報ファイルの保有等に関する届出とか、あと、運用状況の公表、この辺りは、法律で特に規定はありませんでしたので、市のほうで、内部的なところもありますので、載せさせていただいております。あと、開示請求の手続きでありますとか、審議会への諮問とか、そういった辺りについては、法律のほうに、条例で定めることができるというような規定とか、あるいは、条例のほうで条文がなくなってしまったので削除するとか、そういったことになります。あと、開示請求における手数料については、条例で定めるということになっておりますので、条例で定めるということでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 今回、こういう、個人情報の保護に関する法律施行条例ということで、国の個人情報保護法が、基本、ベースで、全国一律で、それで、個人情報を管理していくというか、そういうためだと。その中で、その法にない部分だとか、あと、それぞれの各自治体の個人情報保護条例で、日にちだとか、手数料のことだとか、決めてることもあったでしょうから、それを検討してくださいよということで、今回、出てきたもんだと思ってます。改正の内容を見

せていただいて、今、現行の個人情報保護条例と同等といたしますか、日にちにしてもね、手数料にしてもね、それは、そのまんま移行というか、されてるので、そこだけ見たら変わらないなどと思って、見せていただきました。

それで、改正の内容はそれなんですけど、じゃあ、個人情報の保護が、どういうふうにされていくのかっていうふうに見ると、ちょっと今の現行の個人情報保護条例と比べて、分からないところがあるので、ちょっとそれは教えていただきたいんですけどね、個人情報っていうのが、個人情報を取る場合、取る場合ですね、個人情報を取得するときは、本人から、これを取得しなければならないっていうのが、今の鳥取市の条例なんですけど、これ、どう変わるんですか。

◆砂田典男委員長 有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 御本人から取得しなければならないという条文については、法律にはございませんので、条例でも、それは定めてはいけないということになっておりますので、この今回の条例には、載せてないというようなことになります。はい、以上でございます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 それでは、今の鳥取市の個人情報保護条例では、要配慮個人情報を収集してはならないって書いてありますが、これはどうなるんですか。

◆砂田典男委員長 有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 その条文も法律ではなくなっているというところでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 そうしましたら、今の鳥取市の条例の第8条では、その利用目的以外の目的のために、保有個人情報を自ら利用し、または提供してはならないっていうふうになってるんですけど、これはどうなるんですか。

◆砂田典男委員長 有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 すみません。少し確認させていただきますでしょうか。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 第9条で、今の鳥取市のね、電子計算機等の結合による個人情報の提供を行ってはならないってあるんですけど、これはどうなるんでしょうか。

◆砂田典男委員長 有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 すみません。少し確認させていただきますでしょうか。

◆砂田典男委員長 しばらくお待ちください。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 第8条については、利用目的以外のために、個人情報の情報を自ら利用し、提供してはならないということについては、これまでどおり、法律のほうに条文がございます。

それから、電子計算機等の結合による提供につきましては、これについては、もう規定はないということになります。以上でございます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 今、お聞きしたように、幾つか、その今の鳥取市の個人情報保護条例で規定されていたものが、法では規定されていないところがあるってということですね。それは確認させていただきました。だけれども、規定はされていないんだけど、それを自治体で、じゃあ、従来と同じように規定していいですよってということにはなってないんですね。そこ、確認させてください。

◆砂田典男委員長 有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 公文書管理室、有元でございます。先ほど言われた部分については、かなり、今、ガイドライン等で、そこは許容されない部分ということで、国のほうも言っております、条例では定めることはできないというふうになっております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何か質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 この154号の個人情報保護条例の全部改正について、ちょっと、これについては、反対の立場で討論をいたします。資料で頂いているような改正の内容については、そうだろうなあと、現状とね、遜色なくやるということで、それは理解できます。それから、懸念をしていた、加工、匿名加工、情報のね、それもやらないってということで、それも賢明な判断だなと、私は思ってるんですね。先ほどの質疑で分かったように、これまで、鳥取市として、個人情報保護条例で、してはならないとかね、そういうふうに決めていたことが、法では、そういう規定がなくなったと、どうすることもできないと、自治体としては。そこは、条例で設けることすら、許容されてないと。そういうことなので、国が決めたんだから、仕方がないという考え方もありますけれども、でも、これは、市民の個人情報に関わることなので、私は、この全部改正については、賛成はできませんので、反対いたします。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほか討論はございますか。以上で、討論を終結いたします。

これより、議案第154号鳥取市個人情報保護条例の全部改正についてを採決いたします。本案について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第155号鳥取市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 次に、議案第155号鳥取市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に

についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 これは、国の個人情報保護法ということに基づいて、この審査会ができる中身、審査会ができる中身というものが変わるという、ちょっと条例になってるかと思うんですが、先ほどちょっと確認させていただいた、個人情報の取得、本人から取得しなければならないっていうことがありますね。だけれども、ただし、以下の場合にはできるみたいなね、できる規定ってのが条例ではあるわけですね。それが、審査会の意見を聴いた上で、特に必要があると認めるときと、そういうことになっているのが、個人、本人から取得しなければならないとか、要配慮個人情報を収集してはならないとか、そういったことは、審査会の意見を聴いた上で、認められたら取れることになってるんですよ。その電子計算機等の結合についてもそうですし、それから、目的、利用目的以外の目的のためにというね、それも、審査会の意見を聴いてってということが規定されているわけです、条例で。この、今回のこの条例改正では、今言った4つのことは、この審査会の任務になってるんでしょうか。

◆砂田典男委員長 有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 公文書管理室、有元でございます。現段階、条例改正が行われてない段階では、任務というか、所掌事務にはなってるというところでございますけれども、今回の改正では、それは削除させていただくということでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 それも、国のほうが、その審査会っていうものは置いてもいいけれども、所掌事務ではないですよということになっているんでしょうか。

◆砂田典男委員長 有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 公文書管理室、有元でございます。先ほどの個人情報の保護法、施行条例のほうも同じなんですけれども、個人情報の取得とか、あるいは目的外利用とか、あと、電子計算機の結合、これについては、法律のほうからなくなってる。条例にも、その規定は設けてはならないということになっておりますので、所掌事務から除くということになります。以上でございます。

◆伊藤幾子委員 分かりました。ということですね。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何か質疑がありますか。以上で、質疑を終了いたします。

討論はございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 この155号についても、反対の立場で討論します。これは、154号の議案と、もう一体のものだと理解しています。せっかく、これまで地方自治体が、鳥取市は審査会ですけども、審議会のところもありますし、こういった組織の中で、本当に、その個人情報の扱いについて、いろいろ慎重に検討できる場があったにもかかわらず、国の法律によって、そういうことが、法に決められてないからということで、所掌事務から外されてるということは、私は、住民の個人情報を保護していく点では、後退するものだと思いますので、これも、国が決めたことだから、仕方がないと言えば仕方がないと思う人もいるかもしれませんが、私は賛成できませんので、この議案に反対です。

◆砂田典男委員長 そのほか討論はございますか。以上で、討論を終結いたします。

これより、議案第155号鳥取市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

◆砂田典男委員長 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第156号鳥取市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
(質疑・討論・採決)

◆砂田典男委員長 次に、議案第156号鳥取市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑ございますか。柳委員。

◆柳 大地委員 柳です。ちょっと小さいところと大きいところがあるので、先に小さいところを質問したいと思います。特例任用についてですが、まず、特例任用として想定される具体例、実際、どういう課で特例任用が採用されるのか。また、その特例任用は、誰が最終決定をするのか教えてください。

◆砂田典男委員長 塩谷課長。

○塩谷範夫次長兼職員課長 職員課、塩谷です。よろしくお願います。特例任用についてですが、今のところ、鳥取市では、この特例任用というのは想定をしておりません。条例上は入れるんです、規定は入れるんですけども、ここにあるような、特例のというようなところは、想定はしていません。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 想定はしてなくて、特例任用というのを入れる以上、多分、誰かが決定するっていう、何かルールは決めといたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、そのルールはありますか。

◆砂田典男委員長 塩谷課長。

○塩谷範夫次長兼職員課長 どういった職が特例任用になるかというのを、具体的に出てきた段階では、そういったとこ等、決めたいと思います。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 特例任用を、この人が特例任用として管理職を継続させますっていう、決定権は誰にあるんですか。

◆砂田典男委員長 塩谷課長。

○塩谷範夫次長兼職員課長 この職が、特例だというふうに決定するのは、条例上というか、そこで決めたものが、その特例の職になるということであれば、市長ということになると思うんです。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 それは、明確に決めといたほうがいいんじゃないんでしょうかね。

◆砂田典男委員長 塩谷課長。

○塩谷範夫次長兼職員課長 任用の権限というのが市長にございますので、そちらのほうで、市長のほうで決めるということになると思います。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 その特例任用で、管理職継続となった場合は、いわゆる、この1つ上のところの降給を伴う転任っていうので、給料が7割になるってというような想定でいいんでしょうか。

◆砂田典男委員長 塩谷課長。

○塩谷範夫次長兼職員課長 特例任用というのは、60歳を超えても、その特別な職であるので、何というか、そこで降給とか降任というのはなく、そのまま続けられますよということなので、そういった職が、今のところはないというところがございます。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 質問の次の意図をちょっと明確にするために、僕の立場を伝えたいと思うんですけど、この年齢によって、この昇給させるかとか、降給させるかというのは、僕は、もう今の時代、正直ナンセンスだと思ってて、60歳を超えても、力があるのであれば、そのままでもいいと思うし、ないのであれば、降給させればいい、降任させればいいと思ってる立場なんですけど、それを踏まえた上で、なぜ60歳なんですか。

◆砂田典男委員長 塩谷課長。

○塩谷範夫次長兼職員課長 60歳定年というのは、もうこれは法律でついていますか、地方公務員法で決まっています。また、国のほうにおきましても、国家公務員法のほうで決まっております。今回、それが定年延長ということで、65歳までを段階的に引き上げていくというところがあります。日本のこの制度とといいますか、国の制度で、60歳定年というのが法律で決まっておるといってございませう。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 このそもそもの目的は、組織の新陳代謝を確保してという、多分、この組織活力を維持するためってというのが、この導入の狙い、もちろん、国から下がってきてるのは、重々承知の上なんですけど、何か、本来は、この目的を達成するためであれば、年齢によって切るんじゃなくて、そもそも、昇進の基準だったり、降格の基準をもっと明確に、あと、かつ、正確性高めていくほうが、よっぽど、この目的を達成できると思うんですけど、この60歳を超えたらっていう、何かそこが、何、どうなんですかね。

◆砂田典男委員長 塩谷課長。

○塩谷範夫次長兼職員課長 職員課、塩谷です。60歳を超えたら、その管理職からは外れてということになるんですが、そのまま定年延長ということですので、65歳までは、引き続きといいますか、働けるということです。新陳代謝という意味で、60歳を超えて、同じ役職に続けると、その方が、下のほうの、例えば係長とか、課長補佐とか、これから上に上がっていく人っていうのが、なかなか上がれなくなってしまうというところもあるので、60歳で、今の、例えば部長級の方は、課長補佐、係長に降任して、そのポストを空けるといいますか、次に続く職員が上がりやすいような、そういった新陳代謝を図るという意味で、60歳での役職定年というのを設けてるというところがございます。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 その理論は重々承知なんですけど、なぜ55歳じゃ駄目なんだろうとか、50歳じゃ駄目なんだろうかっていう、そういう議論に僕はなると思っていて、であれば、そもそも、さっきもお伝えした、その昇格の基準とか降格の基準を、もっと厳正化していくっていう、そこが附帯になってくるべき案件だと僕は思うんですけど、その昇格とか降格の基準を、もっと明確化するっていうような話は、今までにないでしょうか。

◆砂田典男委員長 塩谷課長。

○塩谷範夫次長兼職員課長 昇任なり昇格なりというような、人事の話にはなるんですけども、鳥取市でも、人事評価というか、そういったことはやっております。そういったところで、全体を見てという話になるんですけども、総合的に勘案して、この人を昇格、この人を昇給というようなことで決めておるところでございます。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 すみません、もう一点いいでしょうか。なぜ7割なんだろうか。

◆砂田典男委員長 塩谷課長。

○塩谷範夫次長兼職員課長 こちらのほう、国のほうも、民間等の給与の状態って、給与の支給なりを調べておまして、その中で、民間も、こういった再任用というか、そういったところを検討、これを検討するときに、民間のを参考にしたり、そういったところで、大体60歳、定年を超えたら、少し給料が下がっているというようなところで、7割というようなところで決定してるといってございませう。

◆砂田典男委員長 そのほかにもございませうか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 これね、2年に1歳ずつ、段階的に引き上げていってやっていくっていうことで、これは条例で、こういう給与体系になりますよとか、そういうことしか決めないんですけど、2年ごとに、だから、定年退職がある年と、ない年が出てきたり、1歳ずつ、2年ごとに上がっていくっていうときに、組織の中で、完成するまで、これが完成するまで、どういうことに取り組んでいかないとけないのかっていうのがありますか。

◆砂田典男委員長 塩谷課長。

○塩谷範夫次長兼職員課長 職員課、塩谷です。伊藤議員さん言われるように、今のこの2年に1歳ずつということになると、定年退職がない年もあるということになります。この27ページの表でいきますと、令和5年度なり、令和7年度なりと、この黄色がないところは、定年の退職者がいないということになります。普通考えると、退職者の補充ということで、新採を、新規の採用があるというようなことなんですけど、この表でいくと、定年退職がない年は、新規採用がないんじゃないかというふうな懸念というか、が出てきますが、現在考えてるところでは、一応、平準化といいますか、退職者、定年退職者がいない年も、採用は行っていくこととしております。昨年、定員適正化計画を策定したときにも説明させていただいたんですが、やはり年齢のだごごととか、ない年があったり、ある年があったりというようなことであれば、今後の人事にも関わってくるので、その辺りは、採用人数を平準化して、なるべく平準化して、採用はしていくというようなことで考えております。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 まず、採用については、ある年とない年があるっていうのは、若い人たちにとって、本当に見通しがつかないことなので、地元に戻ってとかね、鳥取じゃないけど、鳥取に残ってだとか、いろんな意味で、やっぱり若者の人に鳥取に住み続けていただくにも、やはりそこは、見通しのある、やっぱり採用計画っていうのが要ると思いますし、中は中で、年齢構成がね、ちょっと数年間にわたって、いろいろと違ってきたりとか、今再任用の方もいらっしゃるけど、それ以上に、人数的には増えてくるんじゃないのかなとも思ったりもしますので、その対住民の仕事が、本当にスムーズに行っていけるような、中の仕組みだったり、体制だったり、そんなことも考えていく必要があるんじゃないかなって思ってますので、でも、すぐすぐには、多分、そういうものは出来上がらないと思いますので、やっぱり何かにつけ、見直しを持って、計画的にお願いしたいと思います。はい、以上です。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 定員適正化計画もあるわけですね、これ、定年の延長することによって、この定員が変わってくるものなのかどうなのか。さっきの関連になるんですけども、結果としては、上のほうはかなり厚くなるような格好になるんで、いわゆる若年層の職員さんの率が低くなるというような懸念もあるんで、その辺り、ちょっと教えてやってください。

◆砂田典男委員長 塩谷課長。

○塩谷範夫次長兼職員課長 職員課、塩谷です。昨年度策定いたしました定員適正化計画、これが、令和4年度～令和8年度までの計画というのを、昨年度策定いたしました。定員の総数というか、目標数としましては、1,332 ということで、令和9年の4月1日が1,332人という目標を立てております。これに向けて、今採用なりをしていくというようなことになります。なので、特に、定年が引き上がったから定員を増やすとかっていうのは、今のところは考えておりません。ただ、採用人数は、先ほど申し上げたように、平準化して採用したりとか、それから、今回補正予算で、12人の早期退職者というようなことを補正で上げておるんですけども、そういったことで、定年以外の退職というものも毎年ございますので、そういったところで、毎年度、定年退職がない年度も採用は行っていくというようなことでいきたいと考えております。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 将来的な見直しというよりも、この65歳の定年化を迎えるまでで、職員さんが、全員が全員そのまま、その65まで行くとは限らなくても、見直し等々についての、その辺りの、それこそ見直しは、どういうふうに読んでおられますか。

◆砂田典男委員長 塩谷課長。

○塩谷範夫次長兼職員課長 職員課、塩谷です。60を超えた方が、どれぐらい続けて、市のほうで働いていただけるかというのは、ちょっと先が見通せないところはあるんですけども、前年度、退職される前年度に意向調査、一応、意向調査というようなことを行いまして、この後どうされますかというようなことを聴いて、採用人数なり、そういったところを決めていくというようなことになると思います。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 現在でも、結構、いわゆる定年前での退職者っていうのは、結構あるわけですね、果たして、この65まで、ずっとそれこそ通していかれる割合っていうのが、そんなにたくさんは、ちょっとこれ、分からなけれども、そういうふうには思ったりもするんですけども、いずれにしても、定員適正化計画の中で、やはりバランスの取れたような、取れるような、そういった職員体制っていうかね、年齢構成っていうか、その辺りについては、重々に考えていただきたいというふうに思います。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほか何かございますか。長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 いずれにしても、国家公務員の定年の上げがやられて、それに連動した形でのことだと思うんだけど、ちょっと教えてください。さっきのやり取りの中で、60歳を超えた職員の皆さんの給料月額、7割水準、それは、民間の賃金動向だという表現だったと思うんですけど、間違いはないですか。少なくとも、国が何らかの形のもの示しておるんじゃないかと、民間の賃金水準動向でそうっておるんだっていうことになると、ある意味じゃ、それぞれの都市でまちまちじゃないですか。違うんですか。ですから、自治体によっては、7割水準が変化をすることも、当然考えられるという理解でいいのかなのか。そこら辺り、基本的に、その7割水準にする、明確なその根拠っちゅうのは、何なのかっていうのを教えてください。

◆砂田典男委員長 塩谷課長。

○塩谷範夫次長兼職員課長 職員課、塩谷です。はい。7割水準にする根拠ということで、先ほど、国のほうの動向といいますか、それを参考にして、7割というふうなことで説明を申し上げましたが、人事院勧告というの、例えば、国のほうが人事院勧告を行って、それに、他の市町村なり、自治体も従うというようなことであります。でありますので、今回も、国のほうが、こういった改正を行うと、国のほうが、こう改正しました。地方公務員についても、その国家公務員の取扱いに準じた形で、必要な措置を講じてくださいというふうなことが決まっておりますので、国のほうが7割と指定をしますので、鳥取市も、それに従って7割というふうに指定をしてるというところでございます。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 しつこいようだけどね、7割水準という表現になつとるんですよ。これっていうのは、ある意味で、幅があるという理解をすればいいのか、その辺どうなんですか、細かいことを聞くようですけど。

◆砂田典男委員長 塩谷課長。

○塩谷範夫次長兼職員課長 職員課、塩谷です。公務員の場合は、給料表というのが、今回の条例改正の中にも、給料表というのを載せておりましたけれども、何級の何号給というのが決まっております。それに70%を掛けた金額が出るんですけども、それが、次の号給というか、に移ったときに、一番直近の号給の金額のところにいくので、ぴったり70%というわけにはならなくて、端数みたいなものが出ます。なので、その給料表に載っている金額に合わせると、7割ちょうどにはならないかもしれませんが、ということで、7割水準ということにしております。

◆砂田典男委員長 そのほかございますか。以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。柳委員。

◆柳 大地委員 僕は、明確に、この案件について反対です。理由を述べます。

まず1点目としては、65歳まで定年を延長するということは、65歳まで市の職員として働く資質がある、そういうふうなことだと思っております。という場合、なぜ60歳～65歳という年齢が、そこからはじかれるのかが、理解できません。

2点目です。2点目としては、組織の新陳代謝を確保するとありますが、逆にこれは、長期で見ると、組織の新陳代謝が下がると思います。なぜなら、60歳というベースができることによって、逆に言えば、60歳までは、ある程度立場が守られるということになると思います。既に市役所職員、公務員は、終身雇用が、もうほぼ守られているにもかかわらず、となると、組織内での新陳代謝を上げるには、とにかく、この人事の流動性を高めていかなければいけないのに、60歳までの人事の流動性が、これで、ある程度固定化されるため、組織の新陳代謝が落ちると思います。それに伴うと、組織の新陳代謝が下がれば、当然、若年層の昇進が止まります。優秀な若年層の昇進が止まるので、となると、市役所内で、いわゆる高いポジションに若年層が就けず、新しい若手の優秀な職員の確保は難しくなってくると思います。結果的に、これは、もともとの目標であった組織の新陳代謝を確保するという、本来の目標に逆行する中身だと思うので、僕は明確に反対したいと思います。議員の皆様からも、御意見頂きたいです。

◆砂田典男委員長 そのほかございますか。以上で、討論を終結いたします。

これより、議案第156号鳥取市職員の定年等に関する条例等の一部改正する等の条例の制定についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

◆砂田典男委員長 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第157号鳥取市職員給与条例等の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 次に、議案第157号鳥取市職員給与条例等の一部改正についてを、質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 職員給与条例等の一部改正についてなんですけど、これはいつも思ってることで、一般職も特別職も議員も丸込みになって、1本の改正で出てくるんですけど、ちょっと、そもそも特別職の職員って表題がなってるのに、何で特別職の職員の中に議員が入っているのか分かりませんか。

◆砂田典男委員長 塩谷課長。

○塩谷範夫次長兼職員課長 表現として、特別職というのの中に、議員の部分も一緒に入れておりますが、明確な、これは、議員と特別職は分けて表現したほうが良いという形でしょうか。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 これ、昭和28年にできた条例なんですよ、これ見るとね。それで、特別職の職員の給与に関する条例で、決して議員は職員ではないわけですよ、ねえ。だから、すごく違和感があって、そもそもの条例のつくりがおかしいんじゃないかっていうふうに、ちょっと今

回は思いました、それはね。それで、これは、私はどこに向かって言っているのか分からないですけども、よその議会では、この議会、議員に関することは、議会の議員提出議案で出しているところもあるぐらいですから、ちょっとこの職員として扱われるのは、ちょっと私は不本意です。それは分かりました。

1つちょっと聞きたいのが、会計年度任用職員の方の期末勤勉手当も0.1月引上げになってますが、これは、フルタイムの会計年度任用職員さんですよ、期末勤勉手当があるのは。そこはどうか。

◆砂田典男委員長 塩谷課長。

○塩谷範夫次長兼職員課長 会計年度任用職員につきましては、そうですね、30時間以上というか、フルタイムの会計年度任用職員です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 一応、条例では、こういうふうの一部改正するけれども、今の鳥取市の中では、この期末勤勉手当の引上げの対象となる会計年度任用職員はいないということによろしいですか。

◆砂田典男委員長 塩谷課長。

○塩谷範夫次長兼職員課長 実際に、会計年度任用職員の期末勤勉手当を0.1月上げます。御承知のとおり、会計年度任用職員は勤勉手当がありませんので、期末手当だけなんですけど、今回の人事院勧告は、勤勉手当を0.1月上げるとというのが人事院勧告の内容です。ただ、会計年度任用職員がそうなるとうがらないので、会計年度任用職員については、期末手当を0.1月上げるといような改正にしております。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 それならよかったです。やっぱりみんなが上がらないといけないなと思いましたが、はい、分かりました。

◆砂田典男委員長 そのほか質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 今回、この条例改正も毎度ですけど、悩みました。結論は、賛成討論をします。その理由は、まず、一般職で月例給の引上げということで、本当に、本当に物価高で、年金も下がったりね、なかなか賃金も上がらないっていう市民も多いかと思うんですが、でも、本当に、もう長引くコロナ対応だとか、本当に市の職員には、本当に激務の中、頑張っているっていう思いもありますし、やっぱり若い人たちに厚くというところで、そこは評価をしています。

それから、会計年度任用職員についても、そうやってね、引上げになるということで、懸念、嫌なのは、議会の分も上がるということが本当に嫌で、それが職員となっていることにも、やっぱり嫌なので、やっぱりこれは、どうやったら変えられるかっていうのは、ちょっと今後の課題として、それは指摘をしておきます。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほか討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で、討論を終結いたします。

これより、議案第157号鳥取市職員給与条例等の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

次に、請願審査に移りますが、請願審査は委員のみで行いますので、執行部の皆様は、御退席くださって結構です。

令和4年請願第4号消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出を求める請願
（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 それでは、請願審査に入ります。

令和4年請願第4号消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出を求める請願について、委員の皆様から、質疑、御意見はございますか。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 これは、インボイス制度の実施中止の請願でありますけれども、今年の6月定例で、同様の趣旨のものが、提出者も同じ方ですけれども、これは陳情で上がって、総務委員会のほうで審査をされてるようであります。改正になりまして、議会構成替わりましたんで、改めてということだろうというふうに想像はするわけですけれども、私も、6月定例会のこの会議録等々見させていただきました。国の動向が大きく変わったというような状況ではない中で、同様の趣旨の、このたびは請願ということですのでけれども、請願が出されたということでもありますけれども、6月定例において、これは不採択というふうになっておるようですので、基本的には、私も同様の不採択であります。不採択すべきだというふうに思っております。

軽減税率が導入されてから、消費税が10%と8%の複数税率になったというようなことの中で、いわゆる、その正確な税額が算出、算出がというようなことの中で、適格性請求書を作ったインボイス制度が導入されたわけでもありますけれども、やはり根底に、議論の根底にあったのは、税の公平、いわゆる免税事業者が納税義務がないということで、いわゆる合法的に事業者の利益になってしまうというような、そういった益税問題というものが、かなり議論されたわけでありまして、やはりこの問題については、非常に、税の不公平感に対することについて、これは問題があるというようなことで、このたびのインボイス制度については、やはり、これは導入すべきだというような、そういった議論であったというふうに思っておりますし、来年の10月から実施されるわけでもありますけれども、これについては、経過措置が6年間設けられておるというようなことでもありますし、いろんな課題はあるけれども、やはり、今ここで止めてすれば、止めていくということになれば、そちらのほうの影響が非常に大きいというようなこともあります。そういう状況の中で、このたびの請願について、実施中止ということは、私としては、これはちょっと反対だというようなことでもあります。以上です。

- ◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。平野委員。
- ◆平野真理子委員 私も、今年の陳情のときの討論等見まして、やはり、このインボイス制度の導入後に、インボイスが発行できなくなる免税事業者は、主たる取引形態が、ビジネス・ツー・ビジネスの場合、少なからず、ビジネス環境への影響が考えられますというふうに述べた後に、そこで、2023年、先ほどおっしゃいました経過措置6年間、一定割合の仕入れ税額控除が受けられることが設けられておりまして、また、影響時間的に分散する配慮がなされているということがあります。それでも、なお支援が必要とされる課題が明らかとなった場合について、新たな施策を検討するなどして対応していくべきであるというふうに考えますので、今このインボイス制度を中止するという事は、難しいというふうに考えております。以上です。
- ◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、御意見がございませうか。長坂副委員長。
- ◆長坂則翁副委員長 実は、さっきもあつたように、10月から、来年10月からですかね、実施されるんですよ。だけえ、あんまり時間的な余裕がないわけで、そういった意味では、やっぱりインボイス制度自体、どうなんでしょうね。特に、中小零細事業所にとって、そのインボイスの発行、あるいは保存等に係るコストが大きな負担になるといった、そういった問題点があると思います。さらに、免税事業者が取引過程から排除されたり、不当な値下げ圧力を受けたり、あるいは、場合によつたら、廃業に追い込まれたり、そのようなことに至るのではないかと、そういったことが言われておるわけで、やっぱりこの請願については、6月議会ですか、以前の経過もあるようでありますけれども、やっぱりインボイス制度自体は、極めて問題があるというふうに私は認識をしておりますんで、以上です。
- ◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆さん。伊藤委員。
- ◆伊藤幾子委員 今年の6月のときに、先ほど上杉委員が言われたように、総務企画委員会で陳情審査をして、私も審査をした側なんですけど、そのときから比べて、何が変わったかっていうと、全部把握してるわけじゃないですけど、ああ、自分たちも、このインボイスの対象になるんだっていうことで、特に、いろんな業種のフリーランスの方たちとか、マスコミというか、劇団だったり、アニメーターの人だったり、ああいうところの方たちが、本当に声を上げられてるわけですよ。なかなか分かりにくい制度なので、自分が対象になるのか、ならないのかすら、関心がなかった人たちもいらっしゃるんですけど、これが導入されるということで、これはもう自分のことだということで、そういうことになったら大変だということで、声が上がってるわけです。もともと免税事業者の人なので、1,000万円以下なんですよ、もともとがね。消費税っていうのは、赤字でも払わないといけない国税ですので、だから大変なんです。所得税は、それは、もうけに応じて払えばいいので、もうかってればあるし、赤字だったらかかってこないし。でも、消費税は、もう赤字であろうが、売上げに対してかかってくるものだから、だから大変なんですよ。そういうことで、このインボイス制度が導入されると、さらに、先ほど長坂委員も言われたように、事務的にも、いろいろそういう、経費的にも大変な負担になると。私も、この選挙中に、このインボイス制度が導入されたら、自分の仕事にも影響があるけれども、高齢の方で、何か事業をされてる方が、もうこの機会に、もうやめるということを数件から聞いたって言われましてね、その方がね。なかなか本当に、こう今まで頑張って事

業してきた人、商売してきた人たちが、続けることができない、この機会にといて、本当にそれが、地域経済にも、私は大きな影響を与えますので、本当に、この実施をやめてほしいというのは、私も同じですから、ぜひとも、この請願は採択をしていただきたいと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。岡田委員。

◆岡田 実委員 岡田でございます。この案件なんですけども、どちらかというと、この実施中止っていうものを求めるものではなくて、このインボイス制度っていうのは導入されるべきではなかろうかっていうとこの意見なんですけども、確かに、課題はたくさんあるのはあります。1,000万円以下の方に税がかからないっていう部分も、今まで消費税かからないという部分もあったんですけども、導入の当時のときのことを、もう一度振り返りますと、確かに、御商売なさっている取引額が高いか安いかっていうところに、多いか少ないかっていうところによって、この消費税っていう、税金の、先日も、その税金っていうものは、預かり税なのかどうなのかとかいうような御指摘もあったとは思いますが、明らかに、物を買ったときに発生する税金が、そこに重なっていつてるものは、これは事実なものでありまして、そこは、一旦線引きは、今の段階で、この法案が出てる段階で、線引きはしてしまったほうがいいのかなと。ただ、課題がある部分はあると思いますので、そのことによって、社会的な構造っていうですか、倒産が増えそうなところであったりとか、いろいろな、その課題によって影響が出てくるような事業さんの状況によっては、またすぐに、そこに対する救援、支援、対策っていうのは打つべきだと思うんですが、この法案は、一旦通すべきかなと思いますので、実施中止を求める意見の提出を求める請願っていうものについては、反対といたしますか、そちらの立場を取らせていただきます。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

それでは、質疑を終結いたします。討論はございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 この請願には、賛成の立場で討論をします。本当に消費税があるから、こういう問題が出てくる、特に2種類の、今、税率があるということが出てきてるんですけども、消費税っていうのは、本当に赤字でも払わないといけない、その一方で、輸出産業は戻ってくる消費税があるということで、そういう点から言えば、下請けなんかが、本当に消費税転嫁できなくて、たたかれていても、そこには戻ってこずに、そういう大企業にばかり、今まで優遇が続いてたっていうふうに私は思ってまして、その戻ってくる仕組みは悪くはないけれども、やっぱり転嫁できない、そういう業者もたくさんあるという中で、こういう制度がやられるということは、必ずしも、消費税分の上乗せができて業者ばかりではないんだと、特に、小さいところは、それができずに、身銭を切っているんだと。そういう中で、インボイス制度が導入されれば、仮に課税事業者になったとしても、本当に営業を続けていくのが苦しい状態になって、やっぱり廃業だとか、そういうことにつながっていくものだと私は思いますので、ぜひ、これは、来年10月からの実施は、やっぱり中止すべきだという声を、この鳥取市議会からも上げていただきたいと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、討論はございますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 消費税は、これ、直接税ではなくして、間接税であるわけでありまして、先ほど、この討論の中で、赤字だったから払えないという、そういった部類のものではないわけですし、預り金って話もありますけれども。やはり基本的には、税の公平負担というあれからすれば、やはりこのインボイス制度、先ほど話をしました、6年間一定割合の仕入れの控除額が受けられる経過措置もあるし、それから、先ほどの意見の中でもありましたけども、それでも、いろんな課題が出た場合には、それを施策する、新たな施策、検討していく、対応していくべきであるというような意見も出ました。ですから、このたびのこのインボイス制度について、今立ち止まってやめるというふうにはならないということで、私は、この請願には反対をいたします。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何か討論はございますか。以上で、討論を終結いたします。

これより、令和4年請願第4号消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。本請願の採決に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手少数と認め、本請願は不採択と決定しました。

それでは、不採択理由の確認をさせていただきます。委員の皆様の方から、御意見などはございますか。

◆上杉栄一委員 事務局、何点かあったんですけども。その辺り、まとめてもらおうか。

◆砂田典男委員長 そうですね。じゃあ、事務局のほうに何点か整理をしたやつを。中川係長。

○中川真理市議会事務局議事係長 今、整理というのは、今発言があったものから、事務局でまとめて、正副委員長に相談の上、明日、不採択理由の確認ということでよろしいでしょうか。では、そのように、正副委員長と相談の上、明日、委員会の際、その他のところで、不採択理由の確認をしていただくようにさせていただきますと思います。

◆砂田典男委員長 では、そういたしましたら、ただいまの御意見を正副委員長でまとめさせていただきます。26日の委員会の最後に確認するということがよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 それでは、これで、総務部・危機管理部を終わります。どうもお疲れさまでした。

午後3時00分 閉会

鳥取市議会委員会条例第28号第1項の規定によりここに署名する。

総務企画委員長